

# 工場等施設整備奨励金

## 1. 内容

土地代を除く工場建設費や設備等に対して奨励金を交付します。

## 2. 対象業種

①製造業 ②自然科学研究所 ③情報処理サービス業 ④ソフトウェア業 ⑤旅館業  
⑥道路貨物運送業 ⑦倉庫業 ⑧こん包業 ⑨卸売業 ⑩その他市長が特に認める事業

## 3. 対象条件

雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次の基準のいずれにも該当する者

【対象業種①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩】

- ・投下固定資産総額 1億円以上（土地代を除く）
- ・新規常用雇用者 10人以上  
(ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上)

【対象業種②、③、④、①のうち食品関連産業】

- ・投下固定資産総額 5千万円以上（土地代を除く）
- ・新規常用雇用者 5人以上  
(ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上)

## 4. 奨励金額

①新規常用雇用者のうち、雲仙市在住者が20%以上の場合

新規常用 雇用者数	20人 まで	50人 まで	100人 まで	150人 まで	200人 まで	201人 以上
支給率	5%	6%	7%	8%	9%	10%

②新規常用雇用者のうち、雲仙市在住者が20%未満の場合

雲仙市 在住者数	20人 まで	50人 まで	100人 まで	150人 まで	200人 まで	201人 以上
支給率	5%	6%	7%	8%	9%	10%

奨励金額＝投下固定資産総額×支給率（限度額 2億円）

## 5. 交付方法

- ・事業開始から1年経過後、新規雇用者が1年以上勤務かつ引き続き雇用されているかを  
確認したうえで交付します。
- ・奨励金は、1年目に50%、2年目に25%、3年目に25%の交付となります。

## 6. その他

土地代のほか、福利厚生施設など操業上直接関連がないと認められる施設については、  
投下固定資産総額の対象外とします。